

# 仕様書

## 1 件名 選手村宿泊棟 シーリングライトの調達

## 2 業務の目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」）開催時、選手村宿泊棟の宿泊室に設置するシーリングライトに関し、リース方式、または買取方式による調達を行う。大会終了撤去後は、「持続可能性への配慮」の観点から、後利用としてリユースを含めたスキームを検討する。この一連の業務を確実かつ効率的に遂行するため、専門的知見と経験、実績を有する事業者对本件業務を委託する。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から 2020 年 11 月 30 日まで

## 4 履行場所

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という）が指定する場所

## 5 設置及び撤去期間（予定）

(1) 設置 2020 年 1 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日

(2) 搬出 2020 年 9 月 10 日から 2020 年 10 月 31 日

詳細な日程については、別途組織委員会と協議の上決定する。

## 6 設置場所

東京中央区晴海 5 丁目西地区 晴海選手村宿泊棟

## 7 業務内容

東京 2020 大会の期間中選手村宿泊棟に設置するシーリングに関して、リース方式、または買取方式による調達を行う。大会終了後は、リユースすることを前提とし、組織委員会と連携しながら検討・実施する

## 8 対象機種

機器	台数	単位	指定品番
シーリングライト（8畳用）	11,180	台	GE/DCL-40505W

シーリングライト（10 畳用）	3, 0 6 1	台	GE/DCL-40506W
-----------------	----------	---	---------------

#### 9. リース方式の場合

- (1) 物品の調達は、スポンサー企業である GE 社より調達すること  
設置・撤去に関しては、別途組織委員会が指定する事業者（以下「指定業者」という）が請け負うものとする。
- (2) 受託者は、上記 8 の対象物品を GE 社より購入し、組織委員会・指定業者と連携し、大会運営に支障のないよう設置に協力すること。
- (3) 受託者は大会終了後、組織委員会・指定業者と連携し、指定業者によって撤去後箱詰めし、各棟の 1 階に集められたシーリングライトを指定された期間に速やかに撤去回収すること。これら撤去後の搬出に要する費用は受託者の負担とする。
- (4) 搬出時の車両は 2 トトラック（高さ制限 3.2m）までとする。

#### 10. 買取方式の場合

- (1) 受託者は大会終了後、組織委員会・指定業者と連携し、指定業者によって撤去後箱詰めし、各棟の 1 階に集められたシーリングライトを指定された期間に速やかに撤去回収すること。これら撤去後の搬出に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 搬出時の車両は 2 トトラック（高さ制限 3.2m）までとする。

#### 11. 後利用

受託者は本件に関し、持続可能性に配慮したリユース先の確保に努めること。また、リユース先については、組織委員会から問い合わせがあった際には速やかに報告すること。

#### 12. 支払いについて

- (1) リース方式による契約の場合は、リース会社に対し、リース料として、初回月は検収月の翌月末日までに支払うものとし、2 か月目以降は毎月末日に支払うものとする。
- (2) 買取方式による契約の場合は、入札時に提示した最低買取保証額をもとに、搬出日の前日まで受託者が組織委員会に買取額を確認したうえで組織委員会に支払うものとする。

#### 13 留意事項

- (1) 本仕様について、不明な点、あらかじめ記されていない事項又は諸般の事情により変更が生じた事項については、その都度、組織委員会との協議により決定するものとする。
- (2) 組織委員会が貸与する資料に記された個人情報及び業務に関して知りえた個人情報はすべて組織委員会の保有情報であり、組織委員会の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (3) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する 特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (2) 受託者は、業務中の事故防止に万全を期すとともに、事故発生により器物損傷または従事者が怪我をしたとき及び居住者に損傷を与えた場合は、受託者の責任において対処するものとし、委託者はその場合一切の責任を負わないものとする。

#### 14. 持続可能性の確保

- (1) 委託者及び受託者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行等への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を持続可能な大会とするとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくものとする。
- (2) 受託者は、本契約の履行にあたり、委託者が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下、「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の求めがある場合、自社における調達コードに関する遵守状況について報告しなければならない。なお、更なる確認が必要な場合には、委託者は受託者に対して、委託者が指定する第三者による監査を行うことができるものとする。ただし、受託者から監査に応じられない正当な理由が示される場合には、この限りではない。
- (4) 受託者は、自社における調達コードの不遵守があるとして委託者から改善を求められた場合、その事項について改善に取り組み、その結果を委託者に報告しなければならない。
- (5) 本件業務の履行においては、委託者が提示する、持続可能性に配慮した運営計画<sup>※</sup>の実施状況の管理のため、委託者に対して必要な協力を行うこと。

※ 持続可能性に配慮した運営計画

(<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-plan/>)

#### 15 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行に必要な場合を除き、組織委員会の事前の書面による承諾なくして、本業務の履行に際し知り得た一切の事実（デザイン、デザイン素案等一切の成果物及び中間成果物を含む。）並びに本契約の締結の事実及びその内容（以下、総称して「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

- (2) 受託者は、秘密情報を含む資料については、第三者に漏洩しないよう、組織委員会の指示に従い、受託者の責任と負担において、厳重に管理しなければならない。
- (3) 受託者は、組織委員会から要求があった場合、組織委員会から受領した秘密情報を、組織委員会の指示に従い返却又は廃棄するものとする。
- (4) 組織委員会が指定する専用共有フォルダへのアクセスの為、秘密保持契約を締結するものとする。

#### 16 個人情報の取り扱い

- (1) 委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製または第三者へ提供してはならない。
- (2) 委託期間の満了後は、委託者より貸与された資料を返還するものとし、また、その他委託者保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む）を委託者に提出するものとする。

#### 17 アンブッシュマーケティングの禁止及びスポンサー供給権の保護

- (1) 受託者は、委託者より別途認められた場合を除き、受託者自身又は受託者の商品若しくはサービス（以下、総称して「受託者商品等」という。）と、本大会、オリンピックムーブメント又はパラリンピックムーブメントとを関連付けてはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 受託者は、委託者より別途認められた場合を除き、受託者商品等が、委託者、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会（以下、総称して「委託者等」という。）のいずれかによる公式のものである旨、委託者等のいずれかにより選ばれたものである旨、委託者等のいずれかにより承認されたものである旨、委託者等のいずれかによる保証を受けたものである旨、委託者等のいずれかにより推奨されている旨、委託者等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれがある行為をしてはならない。
- (3) 受託者は、委託者等との関係又は本契約の内容及び本契約の締結の事実について、受託者自身又は受託者商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (4) 受託者は、本委託業務を遂行するに当たり、本大会のマーケティングパートナーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスに該当する場合には、当該製品又はサービスの供給を受けなければならない。ただし、受託者は、マーケティングパートナーの製品又はサービスが本委託業務の仕様に照らし適切でないと考える場合には、事前に委託者の書面による承諾を得た上で、マーケティングパートナー以外の第三者の製品又はサービスの供給を受けることができる。
- (5) 委託者及び受託者は、本契約締結以降の、マーケティングパートナーの製品カテゴリーに含ま

れる製品又はサービスの変更又は追加に関しては、協議のうえ、方針を決定するものとする。

- (6) 上記(4)の規定により、マーケティングパートナー以外の第三者（以下「非スポンサー」という。）の製品又はサービスの供給を受ける場合には、受託者は、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、当該非スポンサーの製品又はサービスのブランドが分からない形で供給を受けなければならない、かつ、当該非スポンサーとの契約において、上記(1)から上記(3)までに定める行為を禁止しなければならない。

※ アンブッシュマーケティングとは、故意であるか否かを問わず、本大会のマーケティングパートナー以外の組織又は個人が、無断でオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産権（オリンピック・パラリンピックのシンボル、大会エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、各オリンピック大会の静止画、動画、音声、楽曲、メダル、聖火リレープログラム等）を使用し、又はオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産との関連性を生み出すための手段を用いることをいう。

## 1 8 権利の帰属

- (1) 本業務の履行過程において作成された全ての資料、報告書、その他成果物等に関する所有権及び著作権は、全て組織委員会に帰属し、最終的には IOC（パラリンピック競技大会に関するものについては IPC）に帰属する。

受託者は、成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。

- (2) 受託者は、本業務の成果物が第三者の著作権等のその他の権利を侵害していないことを保証し、成果物等について一切の紛争が生じた場合は、受託者の費用及び責任において解決するものとする。

- (3) 当該委託業務の結果、法による保護の対象となる成果物が創作される場合、受託者に発生する権利は、当事者間の別段の定めがない限り、本契約によって、組織委員会へ譲渡される。その対価は、組織委員会から受託者へ支払われる委託料の中に含まれるものとする。

## 1 9 その他

- (1) 本契約業務の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を十分に順守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

- (2) 契約書等の内容及び業務遂行上疑義がある場合及び契約書等に定めのない事項が生じた場合は、その都度委託者と協議し、処理すること。

- (3) 本業務に必要な交通費、通信費及びアプリケーションソフトの使用料等は、受託者の負担とすること。

- (4) 受託者は、組織委員会から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。

- (5) 業務完了後においても、受託者の過失に起因する不備箇所が発見された場合は、速やかに受託者の負担により是正すること。また、内容変更による軽微な修正についても協力すること。

## 20 連絡先

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

会場整備局 会場整備部 施設第一課 選手村整備チーム

電話03-3344-3388